

学習指導要領の改訂にみる小学校「総合的な学習の時間」の変遷

～これからの小学校「総合的な学習の時間」の指導方法の改善へ向けて～

初等教育科 高橋 俊 二

【要旨】

平成10年改訂の学習指導要領によって「総合的な学習の時間」が創設された。平成20年改訂の学習指導要領、平成29年改訂の学習指導要領の小学校「総合的な学習の時間」の変遷を時代背景とともに述べる。

また、令和2年度から完全実施される学習指導要領（平成29年告示）の小学校「総合的な学習の時間」の指導方法の実践例をもとに述べる。

I 学習指導要領の改訂の変遷

1 平成10年改訂の学習指導要領

～「総合的な学習の時間」の創設～

豊かな人間性をはぐくむべき時期の教育に、受験競争の過熱化、いじめ不登校の問題、学校外での社会体験の不足などの様々な問題が生じてきた。これらの課題に適切に対応していくことが、教育に求められてきた。

そのような中で、平成8年の中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の答申は、21世紀を展望し、我が国の教育について、「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐくむことを重視することを提言した。「生きる力」について、同答申は「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、そして、「たくましく生きるための健康や体力」を重要な要素として挙げた。また、同答申は、「ゆとり」の中

で「生きる力」を育む観点から、完全学校週5日制の導入を提言するとともに、そのねらいを実現するためには、教育内容の厳選が是非とも必要であるとしている。

この答申を受けて、学校教育法施行規則の一部を改正するとともに、小学校学習指導要領を全面的に改訂し、平成14年4月から実施した。

学校教育法施行規則の主な改正点は、第一に、各学校が、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間として、第3学年以上の各学年に「総合的な学習の時間」を創設したこと、第二に、各学年の年間総授業時間数については、完全学校週5日制が実施されることに伴う土曜日を縮減した時数とし、従前より各学年とも年間70単位時間（第1学年にあたっては68単位時間）、週当たりに換算して2単位時間削減することとし、また、各学年の各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間ごとの授業時数についての改訂を行ったこと、第三に、第3学年以上に

においても合科的な指導を進めることができるようにしたこと、の3点である。

この改訂においては、平成14年度から実施される完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、児童に豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を生かし、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を培うことを基本的なねらいとして、次の方針によって行った。①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。②自ら学び、考える力を育成すること。③各学校が創意工夫を生かし特色のある教育、特色ある学校づくりを進めること。

総合的な学習の時間の取扱いについては、(1) 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意・工夫を生かした教育活動を行うものとする。(2) 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。①自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。②学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。(3) 各学校においては、(2) に示すねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。(4) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。(5) 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。①自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活

動など体験学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。②グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活動などについて工夫すること。③国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、指導が外国語に触れたり、外国の生活や文化に慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。とした。

○平成10年改訂の各学年の年間総授業時間数、() は平成元年改訂の各学年の年間総授業時間数であり、大幅に授業時間数が削減された。

第1学年 782時間 (850時間)

第2学年 840時間 (910時間)

第3学年 910時間 (980時間)

第4学年 945時間 (1,015時間)

第5学年 945時間 (1,015時間)

第6学年 945時間 (1,015時間)

○平成10年改訂の各学年の総合的な学習の時間の年間総授業時間数

第3学年・第4学年 105時間

第5学年・第6学年 110時間

2 平成20年改訂の学習指導要領

～総合的な学習の時間の時間数削減～

平成20年の改訂にあたっては、いわゆる知識基盤社会化やグローバル化の進展が予想される21世紀においては、アイデアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争が加速する一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性が増大するため、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の調和を重視する「生きる力」の育成がますます重要になる。

平成20年の改訂の前には、教育基本法改正(平成18年12月)、学校教育法改正(平成19年6月)が行われ、知・徳・体のバランス(教育基本法

第2条第1号)とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し(学校教育法第30条第2項)、学校教育においてこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定された。

平成20年3月28日に学校教育法施行規則の一部を改正するとともに、小学校学習指導要領を全面的に改訂し、平成23年4月から実施した。

学校教育法施行規則の主な改善点は、第一に、外国語活動を通じて、児童が積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、言語・文化に関する理解を深めるために小学校第5・6学年に「外国語活動」を新設したこと、第二に、各学年の授業時数について第1学年にあたっては年間68単位時間、第2学年にあたっては年間70単位時間、第3学年から第6学年にあたっては年間35時間増加したこと、第三に、内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にした(いわゆる「教育課程特例校」)こと、の3点である。

学習指導要領については、次のような基本方針により改善を行った。①教育基本法改正で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

総合的な学習の時間の目標は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする」とした。各学校の目標は、「各学校においては、総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める」とし、各学校の内容

については、「各学校においては、総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める」とした。

内容の取扱いについては、(1)各学校において定める目標及び内容に基づき、児童の学習に応じて教師が適切な指導を行なうこと。(2)問題解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動が行われるようにすること。(3)自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。(4)体験活動については、総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。(5)グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって当るなどの指導体制について工夫を行うこと。(6)学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携、地域教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。(7)国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。(8)情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。とした。

○平成20年改訂の各学年の年間総授業時間数、()は平成10年改訂の各学年の年間総授業時間数であり、大幅に授業時間数が増加された。

- 第1学年 850時間（782時間）
- 第2学年 910時間（840時間）
- 第3学年 945時間（910時間）
- 第4学年 980時間（945時間）
- 第5学年 980時間（945時間）
- 第6学年 980時間（945時間）

○平成10年改訂の各学年の総合的な学習の時間の年間総授業時間数→平成20年改訂の各学年の総合的な学習の時間の年間総授業時間数

第3学年・第4学年105時間→70時間

第5学年・第6学年110時間→70時間

例えば、第6学年の平成10年改訂の年間総授業時間数945時間に対する総合的な学習の時間の年間総授業時間数110時間で、全体の約12%近く総合的な学習の時間が占めていたが、平成20年改訂の年間総授業時間数980時間に対する総合的な学習の時間の年間総授業時間数70時間で、全体の約7%まで削減された。これは、「ゆとり」に対する批判やPISAなどの学力テストの結果指摘された「学力低下」対策として、理科や算数などの時間数を増やした余波を受けたと見ることもできる。また、総合的な学習の時間が、時間だけが設定され指導内容は、学校の裁量に任されることになった。この背景には、「教科内容は、学習指導要領によりがんに縛られ、もっと教員の自由に指導させてほしい」という現場教員からの不満に応えるという側面もあった。しかし、教科書もない、テーマも指導方法も自由という「時間」での指導は、豊富な経験と高い指導力をもつ教員でなければ十分な成果をあげることは難しい現実がある。指導する教員に負担を強いる結果になり、せっかくの「時間」を使いこなすことができず、単に体験活動に終始し、「ゆとり」の時間になったケースも見受けられる。そのような中でも、総合的な学習の時間の理念は、これからの教育には欠かせないものであり、指導方法をより工夫する必要がある。

3 平成29年改訂の学習指導要領

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎える我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を見いだしていくことが期待される。

こうした変化の一つとして、人工知能（AI）の飛躍的な進化を挙げることができる。人工知能が自ら知識を概念的に理解し、思考し始めているとも言われ、雇用の在り方や学校においても獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかと予測も示されている。このことは同時に、人工知能がどれだけ進化し思考できるようになったとしても、その思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであるということの再認識につながっている。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構築するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

こうした中、中央教育審議会答申においては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことがで

きるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力) ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成) ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実) ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導) ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実) ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

これを踏まえ、平成29年3月に学校教育法施行規則を改正するとともに、小学校学習指導要領を公示した。小学校学習指導要領は、小学校第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」新設し、令和2年4月1日から全面实施することとしている。

改訂の基本方針としては、キーワードとして「育成を目指す資質・能力の明確化」「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進」「各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進」等としている。特に、「育成を目指す資質・能力の明確化」については、「生きる力」をより具現化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力をア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理が図

られた。

総合的な学習の時間の目標 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成していくことを目指す。(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。「知識・技能の習得」、(2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。「思考力・判断力・表現力等の育成」、(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、お互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。「学びに向かう力・人間性等の涵養」

各学校の目標を定めるに当たっては、(1)「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して」、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す」という、目標に示された二つの基本的な考え方を踏まえること。(2) 育成を目指す資質・能力については、「育成すべき資質・能力の三つの柱」である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つのそれぞれについて、総合的な学習の時間の目標の趣旨を踏まえること。として、この二つを反映させることとした。

内容の取り扱いについては、(1) 各学校において定める目標及び内容に基づき、児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。(2) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連づけ

るなどの考えるための技法が活用されるようにすること(3)探究的な学習の課程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるように工夫すること。その際、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように配慮すること。(4)自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。(5)体験活動については、総合的な学習の時間の目標や各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。(6)グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって取り組むこと。(7)学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。(8)国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。(9)情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。の9点とした。

○平成20年改訂の各学年の年間総授業時間数、
()は平成29年改訂の各学年の年間総

授業時間数であり、大幅に授業時間数が増加された。

第1学年	850時間 (850時間)
第2学年	910時間 (910時間)
第3学年	980時間 (945時間)
第4学年	1015時間 (980時間)
第5学年	1015時間 (980時間)
第6学年	1015時間 (980時間)

○平成20年改訂の各学年の総合的な学習の時間の年間総授業時間数→平成29年改訂の各学年の総合的な学習の時間の年間総授業時間数
第3学年・第4学年 70時間→70時間
第5学年・第6学年 70時間→70時間
総合的な学習の時間の年間総授業時間数は、70時間で現状維持となった。

II これからの総合的な学習の時間の指導方法の改善へ向けて

1 探究的な学習の視点での授業改善

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童の実態に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要である。

特に、探究的な学習を実現するため、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→まとめ・表現」のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返すことを重視する必要がある。

探究のプロセスの中でも「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取り組みを十分行い、探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力の向上をより一層意識することが求められている。

2 授業の実際(学習指導案を中心に)

(1) 単元名

佐伯のよさを伝えよう～佐伯駅活性化プロジェクト～(第6学年)

(2) 佐伯のよさを伝える佐伯駅での活動を考えることを通して、佐伯のよさや佐伯の活性

化に関わる人々の思いや願いに気づき、視点を明確にし、関連付けたり焦点化したりして考え、自分たちでできることを取り組もうとする態度を育てる。

(3) 単元の構想

○児童の実態

5年生では、ごまだしを題材に総合的な学習の時間を展開することで、自分とふるさと佐伯とのつながりを意識して佐伯のためにできることを考えてきた。ごまだし隊の人々と協力しながらごまだしのオリジナルメニューを考えたり、それを冊子にして市役所に置いて広めたりする活動を行いながら、佐伯特有のごまだしの魅力や古くから受け継がれてきたごまだしの伝統を知り、佐伯のよさを感じることができている。しかし、ごまだしという一つの素材のよさや魅力には気づいているが、広く佐伯のよさや魅力を感じたり、佐伯市全体のを盛り上げようとしている人々の努力や思いに触れたりすることはできていない。また、自分たちがごまだしの魅力を広げたいと、できることに取り組み、様々な諸問題を解決しようとする態度は育っているが、自分たちさすが住んでいるふるさと佐伯を盛り上げたいという思いには至っていない。

そのような中で、5年生の終わりに6年生から佐伯駅活性化のためのプロジェクトの経緯や総合的な学習の時間で実感した自分たちの成長についての話を聞いた。「自分たちも佐伯駅が人で賑わう場所にしたい」「佐伯のためにできることを考えたい」などの思いを持ち始めている。

○教材について

子どもたちにとって、駅という場所のイメージは、「たくさんの人が利用している」「観光客の方が多く利用し、お土産さんがいっぱいある」などである。観光業に力を入れている佐伯の駅も同じようなイメージを持つであ

ろう。しかし、実際に行ってみると、利用客の少なさや建物古さ、電車の本数の少なさ、売店のなさから子どもの意識のズレが生まれる。よって、「佐伯駅に観光客を呼び込む活動をしたい」「観光客に佐伯のよさを伝えればまた佐伯に来てくれる」など佐伯のために自分たちができることに取り組みたいという願いを持たせることができる。また、佐伯駅を利用する「観光客」という視点を持たせることで、自分たちの住んでいる佐伯の魅力について考えるきっかけも生まれる。佐伯駅での活動を考えることは、活動が一度きりではなく何度も行えることに加えて、自分たちの取り組みを見直したり、新たな活動を試行錯誤したりする探究のサイクルが生まれやすい。加えて、子どもたちが「食」ということをテーマに活動を考えてとき、佐伯の特産品をつくる人々に出会うことができ、思いに触れることができる。さらに、実際に活動を行いたくさんの人々が来てくれることで、自分たちが住んでいる佐伯を盛り上げているという実感も生まれてくる。

このように、佐伯駅はこれまで一つの素材を追究対象としていた子どもが、佐伯という広い視野を持って探究のプロセスを進めることができるとともに、活動の内容を精選することで、佐伯を盛り上げようと努力している人々につなぐことができる魅力的な教材であると考えられる。

○指導について

単元の導入の学習過程では、子供たちの「駅」に対するイメージを出させる。「たくさんの人が利用している」「観光客の方が多く利用し、お土産さんがいっぱいある」などのプラスのイメージを出させたところで、「観光業に力を入れているふるさと佐伯駅はどうだろう」と問いかけ実際に佐伯駅の調査をさせる。利用客の少なさや建物の古さ、電車の

本数の少なさ、売店のなさに目を向けた子供たちは、「佐伯駅はさみしい」「観光客はいないのではないか」などのマイナスのイメージを持ち始めるであろう。そこに、まちづくり佐伯の鎌田さんと後藤さんに出会わせ、プレゼンしてもらうことで、佐伯駅の利用者数の推移や佐伯の人口減少、人口減少を食い止めようとする取り組み人々の活動などに気づかせる。利用客が減少していることや佐伯が将来なくなってしまう可能性があることを知った子供たちは、「自分たちにできることはどんなことか」と考えはじめ、様々な方策について話し合うことができる。

学年共通で「食」というテーマで佐伯駅での活動を考えさせる(駅でカフェを開きたい・佐伯の特産品を使ったメニューを振る舞いたい)ことで、佐伯の特産品を使ったメニュー開発において、何度も試行錯誤を繰り返しながら自分たちが目指す観光客に佐伯のよさを伝えられるメニューを追究させ続けることができる。また、試行錯誤をする過程で、佐伯の特産品の生産者の方に出会わせたり、料理のプロにアドバイスをさせていただいたりすることで、佐伯の魅力に気づかせ、「もっとこうしたい」「もっとこうすれば佐伯のよさが伝わるぞ」などテーマである佐伯のよさを伝えるという願いを持ち続けさせることができる。

また、上記のように佐伯の「ヒト・モノ・コト」に出会わせることで、子供たちが「もっとこうしたい」と願いを膨らませたり、「マリレモンにはそんな秘密があったんだ」「ブルーベリーの生産者の方は私たちには見えていない苦労をたくさんしているんだ」などの今まで気づかなかったことや見えていなかったことがあきらかになったり、自分の考えを友達や生産者の方々から得た知識とつなぎ合わせながら自分自身の考えを見直した

りする深い学びが期待できる。

○単元の展開

①佐伯市の現状を知り、自分たちにできることを考えようと思いをもちることができる。「情報の収集」「整理・分析」「課題設定」②佐伯駅を人が賑わう場所にするために自分ができることを考える。「情報の収集」「整理・分析」「課題設定」③佐伯駅でどのようなイベントができそうか考える。「整理・分析」「まとめ」「課題の設定」④イベントに向けて、学級ごとに見通しをもち、準備を進めていく。「情報の収集」「整理・分析」「課題設定」⑤保護者の方に向けて、プレイベントを開催する。「情報の収集」「整理・分析」「課題設定」⑥プレイベントをもとに自分たちのイベントを見直す。「情報の収集」「整理・分析」「課題設定」⑦佐伯駅でイベントを開きこれまでの自分たちの取り組みを振り返り、自己の成長を感じる。「表現」「まとめ」「振り返り」

Ⅲ おわりにかえて

総合的な学習の時間は、教科書がないため、全教職員が教材の開発、学習指導法の改善などに取り組む必要がある。前述した授業の実践例などを蓄積し、付加修正する中で、各学校の特色を生かした総合的な学習の時間を構築していくことが求められている。これからの学習は、総合的な学習の時間の探究的な学習、協働的な学習を行うことが、ひいては、今回の学習指導要領の改訂のキーワードである「主体的・対話的で深い学び」であり、これからの子供たちにとって必要な資質・能力となる。

<引用・参考文献>

小学校学習指導要領（平成10年度告示 文部省）
小学校学習指導要領（平成20年度告示 文部科学省）
小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間指導編（平成20年度告示 文部科学省）
小学校学習指導要領解説総則編（平成29年度告示 文部科学省）
小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間指導編（平成29年度告示 文部科学省）
総合的な学習の時間指導案（令和元年6月 日本生活・総合的学習教育学会 令和元年度第28回全国大会 大分大会 佐伯市立渡町台小学校）